

指定管理者評価シート(平成30年度)

施設名		養護老人ホーム湯島の里																																																																																					
指定管理者	名称	八幡浜市社会福祉協議会																																																																																					
	所在地	八幡浜市松柏乙1101番地																																																																																					
指定期間		平成26年4月1日から平成31年3月31日(5年間)																																																																																					
評価担当課		社会福祉課																																																																																					
施設の概要		施設種別:養護老人ホーム 老人福祉法に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な老人を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導・訓練及びその他の援助を行う。																																																																																					
		認可定員:50人 建物:鉄筋コンクリート造2階建(簡易耐火構造) 延床面積 1,542.8㎡ (職員数) 施設長:1名、事務員1名、嘱託医:1名(非常勤)、 生活相談員2名、支援員12名(内、非常勤4名) 看護職員:2名(内、非常勤1名)、栄養士:1名 調理員4名、管理宿直:3名(委託) 用務員1名 合計:28名(内、非常勤6名、委託3名)																																																																																					
指定管理者の業務		1 入所者の指導及び援助に関すること 生活相談、食事の提供・援助、健康管理、入浴介助、衛生管理、事故防止、軽作業、レクリエーションなど 2 施設の維持管理に関すること 3 その他、市長が必要と認める業務																																																																																					
施設利用状況		<利用者数> (単位:人)																																																																																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>月初在所数</th> <th>月中退所</th> <th>死亡</th> <th>月中入所</th> <th>月末在所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>50</td><td></td><td></td><td></td><td>50</td></tr> <tr><td>5</td><td>50</td><td></td><td></td><td></td><td>50</td></tr> <tr><td>6</td><td>50</td><td></td><td></td><td></td><td>50</td></tr> <tr><td>7</td><td>50</td><td></td><td></td><td></td><td>50</td></tr> <tr><td>8</td><td>50</td><td></td><td>1</td><td></td><td>49</td></tr> <tr><td>9</td><td>49</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>49</td></tr> <tr><td>10</td><td>49</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>48</td></tr> <tr><td>11</td><td>48</td><td></td><td></td><td>1</td><td>49</td></tr> <tr><td>12</td><td>49</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>49</td></tr> <tr><td>1</td><td>49</td><td></td><td>1</td><td></td><td>48</td></tr> <tr><td>2</td><td>48</td><td></td><td></td><td></td><td>48</td></tr> <tr><td>3</td><td>48</td><td></td><td>2</td><td>1 (1)</td><td>47</td></tr> <tr> <td>計</td> <td>590</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>4 (1)</td> <td>587</td> </tr> </tbody> </table>	月	月初在所数	月中退所	死亡	月中入所	月末在所数	4	50				50	5	50				50	6	50				50	7	50				50	8	50		1		49	9	49	1		1	49	10	49		2	1	48	11	48			1	49	12	49		1	1	49	1	49		1		48	2	48				48	3	48		2	1 (1)	47	計	590	1	7	4 (1)	587	()内は月初め異動者
月	月初在所数	月中退所	死亡	月中入所	月末在所数																																																																																		
4	50				50																																																																																		
5	50				50																																																																																		
6	50				50																																																																																		
7	50				50																																																																																		
8	50		1		49																																																																																		
9	49	1		1	49																																																																																		
10	49		2	1	48																																																																																		
11	48			1	49																																																																																		
12	49		1	1	49																																																																																		
1	49		1		48																																																																																		
2	48				48																																																																																		
3	48		2	1 (1)	47																																																																																		
計	590	1	7	4 (1)	587																																																																																		
収支状況		<指定管理者としての収入・支出(決算)>																																																																																					
		収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)																																																																																		
		寄附金	0	人件費	70,547,701																																																																																		
		指定管理料	103,898,227	事務費	7,371,694																																																																																		
		受取利息配当金収入	182	事業費	26,643,713																																																																																		
		その他収入	314,552	繰入金	983,016																																																																																		
		前期末支払資金残高	14,114,666	固定資産取得費	1,701,834																																																																																		
		合計	118,327,627	合計	107,247,958																																																																																		
		当期末支払資金残高		11,079,669																																																																																			

指定管理者評価シート(平成30年度)

施設名(養護老人ホーム湯島の里)

評 価 項 目	判 定	評 価 の 内 容
入所者個々の状況に配慮し、且つ公平な支援を確保し、また、支援内容の向上が図られるものであること (第1号)	B	①入所者の個々にあった支援内容を実行できるような有効な手段が講じられているか。
		②施設の有効利用が図られ、特定の入所者を優遇するおそれがないか。
		③入所者への支援内容の向上策は適切か。
		④施設内外での入所者間や入所者以外の人とのふれあいや交流策は適切か。
		⑤入所者からの苦情の処理及び利用者に対する要望の把握並びにこれらに対する実現策は適切か。
当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理にかかる経費の縮減が図られるものであること (第2号)	B	①施設の利用拡大に向けた方策は適切か。
		②総合的に収支計画が適切で、管理経費の縮減が図られる内容となっているか。
		③自主事業の計画書の内容は適切か。
		④人件費の設定は、職員費に見合った内容で適切か。
		⑤経費削減は、支援内容の低下を招くことのない方策となっているか。
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有し、又は有することが確実であること (第3号)	B	①施設の現状を正しく認識し、今後の管理のあり方について具体的かつ適切な提案がなされているか。
		②法人等の経営状態に問題はないか。
		③施設の管理業務に係る職員体制は十分なものか。
		④その他管理経費の設定に無理はないか。
		⑤施設の管理業務のうち、第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か。
		⑥同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長等が別に定める基準 (第4号)	A	①個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。
		②衛生管理、火気管理等の安心・安全な施設管理が期待できるか。
		③管理業務に係る地元雇用・市内調達の考え方及び実現性は適切か。
		④地域活動への参加等の地元貢献についての考え方及び実現性は適切か。
総 合 評 価	B	【評価・コメント】 入所者の状態維持のための機能訓練やクラブ活動を推進し、成果を上げている。また、地区自主防災会との連携により、土砂災害訓練、原子力災害避難訓練等のさまざまな防災避難訓練を行い積極的に防災体制の強化に努めている。
		【総括評価】 職員の防災意識も高く、また入所者にあった適切な支援に努めており、全般的に適正な管理が行われている。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)